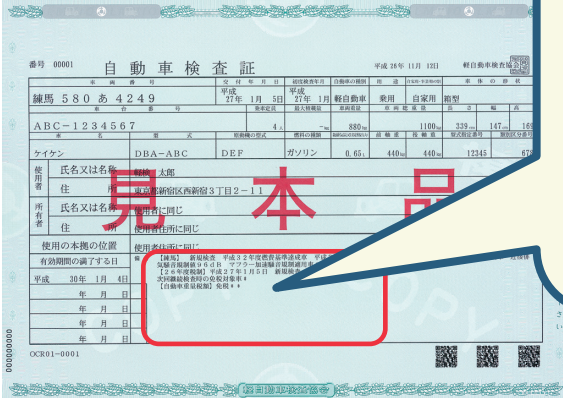


# 点検整備実施状況について

## 27年1月より車検証への記載が始まります

### お持ちの車検証をチェックし、確実な点検整備を！



車検証のこの部分に記載された

- ①「受検種別」
  - ②「検査時の点検整備実施状況」※
  - ③「受検形態」
- をチェック！

※自動車の使用者には定期点検整備の実施が義務づけられております。

「検査時の点検整備実施状況」は車検の際に提示された点検整備記録簿により確認しており、記録簿の提示がなかった等の理由により点検整備の実施が確認できなかった場合におきましては、「点検整備記録簿記載なし」と記載しております。

なお、記載内容の後日訂正は対応しかねますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

#### I : 「①受検種別」が「指定整備車」の場合

- ②検査時の点検整備実施状況：  
点検整備記録簿記載あり
- ③受検形態：  
指定整備工場

地方運輸局長が指定する指定整備工場を通じて車検が行われており、点検整備が実施されています。

#### II : 「①受検種別」が「指定整備車(限定保安基準適合証の提出)」の場合

- ②検査時の点検整備実施状況：  
—
- ③受検形態：  
—

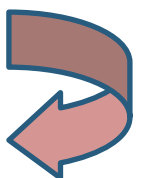
車検において保安基準に不適合であることが確認された部分について、地方運輸局長が指定する指定整備工場が整備を行い、車検に合格している状態です。自動車全体について点検整備が実施されているか確認できないため、お車に備え付けの点検整備記録簿を確認の上、点検整備が未実施の場合には、確実な実施をお願いします。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

裏面へ



### Ⅲ:「①受検種別」が「持込検査車」の場合

#### ケース1:「③受検形態」が「認証整備工場」のとき

##### ケース1-1

②検査時の点検整備実施状況:  
点検整備記録簿記載あり

地方運輸局長が認証する認証整備工場において点検整備が実施され、その後車検が行われており、点検整備が実施されています。

##### ケース1-2

②検査時の点検整備実施状況:  
点検整備記録簿記載なし

地方運輸局長が認証する認証整備工場を通じて車検が行われていますが、点検整備が実施される前に車検を受検しています。お車に備え付けの点検整備記録簿を確認するか、ご依頼の認証整備工場に確認の上、点検整備が未実施の場合には、確実な実施をお願いします。

#### ケース2:「③受検形態」が「使用者」のとき

##### ケース2-1

②検査時の点検整備実施状況:  
点検整備記録簿記載あり

点検整備が実施されています。

##### ケース2-2

②検査時の点検整備実施状況:  
点検整備記録簿記載なし

車検が行われた時点で、点検整備の実施が確認できていません。点検整備について、確実な実施をお願いします。

#### ケース3:「③受検形態」が「その他(使用者以外の者により受検が代行された場合)」のとき

##### ケース3-1

②検査時の点検整備実施状況:  
点検整備記録簿記載あり

点検整備が実施されています。使用者本人が点検整備を実施していないときは、点検整備記録簿を確認してください。使用者本人が認証整備工場以外実施できない項目もあります。

##### ケース3-2

②検査時の点検整備実施状況:  
点検整備記録簿記載なし

車検が行われた時点で、点検整備の実施が確認できていません。点検整備について、確実な実施をお願いします。